



熊本県公報

第12448号

平成27年8月28日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 平成27年9月県議会定例会の招集…………… (財政課) 1
- 漁獲共済義務加入に係る契約締結申込みの同意成立…………… (団体支援課) 1
- 漁船保険付保義務の消滅…………… (//) 2
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 2
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (//) 2
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (砂防課) 3
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 3
- 道路の区域変更…………… (//) 4
- 道路の区域変更…………… (//) 4
- 道路の供用開始…………… (//) 4

公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出…………… (商工振興金融課) 5
- 換地処分…………… (農地整備課) 5
- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・農業振興課) 6
- 県営土地改良事業の変更…………… (農村計画課) 6
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定通知のあて所不分明者に係る当該通知の掲示…………… (森林保全課) 6
- 県営土地改良事業の工事完了…………… (農村計画課) 7
- パソコン及びプリンタの賃貸借に係る一般競争入札による落札者等の決定…………… (情報企画課) 7
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 8
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (//) 8
- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・農業振興課) 8
- 農用地利用配分計画の認可…………… (//) 9
- 農用地利用配分計画の認可…………… (//) 9
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 9

登 載 依 頼

- 平成27年度熊本県肝炎対策協議会の開催…………… (肝炎対策協議会) 9
- 平成27年度熊本県環境審議会鳥獣部会の開催…………… (環境審議会鳥獣部会) 10
- 平成27年度第1回熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の開催…………… (熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会) 10
- 鉄砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項に規定する診断を行う医師及び同法第12条の3に規定する診断を行う医師の指定…………… (警察本部生活環境課) 11
- 平成27年度第2回熊本県公共事業再評価監視委員会の開催…………… (公共事業再評価監視委員会) 12
- 熊本県教育情報化推進事業に係るコンピュータ及び関連機器の借入れに係る契約の相手方の決定…………… (教育政策課) 12

告 示

熊本県告示第753号

平成27年9月10日に熊本県議会の定例会を、熊本市に招集する。
平成27年8月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第754号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分に係る特定第2号漁業者の同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により公示する。

平成27年8月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

区 域	区 分
天草漁業協同組合の地区のうち天草市河浦町崎津の地区	手繰網漁業
天草漁業協同組合の地区のうち上天草市大矢野町の地区	10トン未満の漁船により主としてハモを捕ることを目的とする漁業

熊本県告示第755号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により平成23年8月26日熊本県告示第829号で公示した姫戸加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が平成27年8月25日限り消滅したので、同条第2項の規定により公示する。

平成27年8月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県告示第756号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成27年8月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡五木村甲字下梶原4298番1（次の図に示す部分に限る。）、4282番11、4284番2、4285番、4290番1、4324番1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字下梶原4282番11・4284番2・4285番・4290番1・4298番1・4324番1（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局並びに五木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第757号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成27年8月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社オフィス結実	茜の空 デイサービス	荒尾市川登18 17番地11	平成27年 9月1日	通所介護

熊本県告示第758号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条及び第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、公示する。

平成27年8月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
------------	--------	---------	-------	---------

株式会社オフィ ス結実	茜の空 ービス	荒尾市川登18 17番地11	平成27年 9月1日	介護予防通所 介護
----------------	------------	-------------------	---------------	--------------

熊本県告示第759号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年8月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

秋葉神社横地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱30号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱30号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	市町村	町・大字・字	番 地
1	天草市	牛深町字小和田	1 2 5 9
2	〃	〃	1 2 6 0 - 1
3	〃	〃	1 2 6 0 - 2
4	〃	〃	1 2 9 1 - 3
5	〃	〃	1 2 8 7 - 1
6	〃	〃	1 2 8 4
7	〃	牛深町字井手迫	1 6 3 8 - 3
8	〃	〃	1 6 3 8 - 2 地先里道
9	〃	牛深町字小和田	1 2 1 1
10	〃	〃	1 2 1 0 - 1
11	〃	〃	1 2 1 0 - 1
12	〃	〃	1 2 0 6
13	〃	〃	1 2 1 9 地先水路
14	〃	〃	1 2 1 9
15	〃	〃	1 2 2 0
16	〃	〃	1 2 1 8
17	〃	〃	1 2 1 7
18	〃	〃	1 2 1 7
19	〃	〃	1 2 7 7 - 1
20	〃	〃	1 2 7 7 - 1
21	〃	〃	1 2 7 7 - 1
22	〃	〃	1 2 7 8
23	〃	〃	1 2 7 1 - 2
24	〃	〃	1 2 7 1 - 1
25	〃	〃	1 2 6 4 - 2
26	〃	〃	1 2 2 7 - 3
27	〃	〃	1 2 2 7 - 3
28	〃	〃	1 2 4 8
29	〃	〃	1 2 2 7 - 4
30	〃	〃	1 2 5 9 地先白地

熊本県告示第760号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成27年8月28日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年8月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	387号	菊池市原字堂床 4792番12地先から 同所 4795番2地先まで	前	12.0 ～ 33.8	264.0	防交安 (災害 防除)
			後	36.5 ～ 76.6		

2 区域を変更する期日 平成27年8月28日

熊本県告示第761号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成27年8月28日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年8月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本高森線	阿蘇郡南阿蘇村大字久石字三ノ鳥竹 1281番地先から 同所 1083番3地先まで	前	7.9 ～ 11.7	176.0	広域連携交付金（道路改築）
			後	12.3 ～ 22.4		

2 区域を変更する期日 平成27年8月28日

熊本県告示第762号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成27年8月28日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年8月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	水俣田浦線	水俣市大迫字竹平 1078番6地先から 同所 1055番8地先まで	前	11.8 ～ 22.6	25.0	活力基盤改築（仮設道路の設置）
			後	12.0 ～ 25.5		

2 区域を変更する期日 平成27年8月28日

熊本県告示第763号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年8月28日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年8月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
-------	-----	-----------	--------------	----

主要地方道	芦北坂本線	葦北郡芦北町大字大尼田字陣屋 1336番3地先から 同所 1340番1地先まで	156.0	単災防
-------	-------	--	-------	-----

2 供用を開始する期日 平成27年8月31日

公 告

熊本県公告第574号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成27年8月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

宇土シティモール
宇土市善道寺町字綾織103番地ほか

2 変更しようとする事項の概要

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)	駐車場No.1	敷地内屋外	1,	512台
	駐車場No.2	敷地内建物屋上		408台
	合計		1,	920台
(変更後)	駐車場No.1	敷地内屋外	1,	364台
	駐車場No.2	敷地内A棟屋上		403台
	合計		1,	767台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)	駐輪場No.1	建物南側	30台
	駐輪場No.2	建物南側	36台
	駐輪場No.3	建物正面南側	84台
	駐輪場No.4	建物北側	53台
	駐輪場No.5	建物西側	92台
	駐輪場No.6	建物西側	70台
	合計		365台
(変更後)	駐輪場No.1	A棟南側	21台
	駐輪場No.2	A棟南側	26台
	駐輪場No.3	A棟正面南側	62台
	駐輪場No.4	A棟北側	40台
	駐輪場No.5	A棟西側	70台
	駐輪場No.6	A棟西側	9台
	合計		228台

(2) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)	7箇所	建物敷地東側	出入口No.1、出入口No.2
		建物敷地北側	出入口No.3、出入口No.4
		建物敷地西側	出入口No.5、出入口No.6
		建物敷地南側	出入口No.7
(変更後)	7箇所	建物敷地東側	出入口No.1、出入口No.2
		建物敷地北側	出入口No.3、出入口No.4
		建物敷地西側	出入口No.5、出入口No.6
		建物敷地南側	出入口No.7

(3) 変更の年月日

- ア (1)ア 平成28年4月8日
- イ (1)イ 平成22年5月1日
- ウ (2) 平成22年5月1日

3 届出年月日

平成27年8月7日

4 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県央広域本部宇城地域振興局総務振興課

平成27年8月28日から平成27年12月28日まで

県営南関西地区（八田換地区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。
平成27年8月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第576号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成27年8月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
三角 尚登	八代市植柳上町	八代市植柳下町字尺抜1317番1ほか1筆
中山 光春	八代市日奈久新田町	八代市平山新町字北割5779番ほか1筆
村島 紳一	八代市千丁町古閑出	八代市千丁町古閑出字式九番割1444番2ほか1筆
杉本 禅	八代市千丁町古閑出	八代市千丁町古閑出字四参番割1852番1ほか1筆
水田 和秋	八代市南平和町	八代市南平和町78番ほか4筆
廣畑 一義	葦北郡芦北町大字高岡	葦北郡芦北町大字高岡字村上1164番1ほか1筆
内山 守	葦北郡芦北町大字大川内	葦北郡芦北町大字高岡字玉白148番ほか5筆
鶴田 安信	葦北郡芦北町大字米田	葦北郡芦北町大字米田字山神367番
株式会社百木ファーム	葦北郡芦北町大字米田	葦北郡芦北町大字米田字浅井田246番ほか24筆

2 認可年月日

平成27年8月20日

熊本県公告第577号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営阿蘇やまなみ2期地区（宇土谷工区）土地改良事業（農業用道路）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成27年8月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営阿蘇やまなみ2期地区（宇土谷工区）土地改良事業（農業用道路）計画書の写し
- 縦覧期間
平成27年8月31日から平成27年9月30日まで
- 縦覧場所
産山村役場

熊本県公告第578号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知する次の者については、その所在が不分明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を山鹿市役所に掲示する。

平成27年8月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 所在の不分明な者の氏名
井上 五郎、浦本 昭子、中満 祐一

2 通知の趣旨

- (1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
- (2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成27年3月31日付け熊本県告示第349号による。

熊本県公告第579号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成27年8月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用道路	野出地区	平成22年7月13日	平成27年3月31日	熊本県
農用地の保全	東大谷地区	平成22年9月22日	平成26年6月30日	熊本県
農用地の保全	上益城中央2期地区（中横田工区）	平成25年10月17日	平成26年5月28日	熊本県
農業用道路	上益城中央2期地区（中横田工区）	平成24年9月14日	平成27年4月2日	熊本県
区画整理	中島地区（金内工区）	平成21年7月29日	平成26年12月26日	熊本県
農業用排水施設	惣領地区	平成21年9月30日	平成26年3月14日	熊本県
農業用排水施設	小池地区	平成21年9月30日	平成26年3月31日	熊本県
区画整理	清和中部地区（米生工区）	平成22年10月14日	平成25年1月30日	熊本県
区画整理	清和中部地区（市の原工区）	平成23年9月9日	平成25年1月30日	熊本県
区画整理	清和中部地区（平野工区）	平成22年10月5日	平成24年3月26日	熊本県
農業用排水施設	清和中部地区（大川工区）	平成22年10月5日	平成25年1月30日	熊本県
農業用排水施設	郷野原地区	平成23年12月21日	平成26年3月7日	熊本県
農業用排水施設	寺迫地区	平成23年9月29日	平成26年3月31日	熊本県
区画整理	矢部南部地区（米内蔵1工区）	平成23年9月28日	平成27年5月27日	熊本県
区画整理	矢部南部地区（米内蔵2工区）	平成24年9月11日	平成27年5月27日	熊本県
区画整理	矢部南部地区（名ヶ工区）	平成24年9月27日	平成25年10月7日	熊本県
農業用排水施設	鍛冶床地区	平成25年10月10日	平成26年3月31日	熊本県

熊本県公告第580号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品

等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公示する。
平成27年8月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
パソコン及びプリンタの賃貸借
パソコン1,055セット及びプリンタ377セット
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課電子県庁管理班
郵便番号862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
平成27年8月4日
- 4 落札者の名称及び所在地
株式会社J E C C
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額（月額）
1,759,104円（うち消費税及び地方消費税の額130,304円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成27年6月23日

熊本県公告第581号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成27年8月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字上仲間字居屋敷1627番3、同1628番2、同1631番2及び同1631番3
504.28平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上益城郡嘉島町大字上仲間1631番地
林田 英治

熊本県公告第582号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成27年8月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字小池字椎木迫3136番1
457.90平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上益城郡益城町古閑20-8大峯アパート201
堀部 卓

熊本県公告第583号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。
平成27年8月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
久保田 文男	球磨郡錦町大字木上西	球磨郡錦町大字木上西字岩下1793番ほか1筆
内山 幸一	球磨郡錦町大字西	球磨郡錦町大字西字高井手862番3ほか9筆
久保田 美代	球磨郡錦町大字西	球磨郡錦町大字西字久保2692番1

2 認可年月日
平成27年8月21日

熊本県公告第584号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成27年8月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
河野 大介	熊本市南区会富町	熊本市南区並建町字村ノ前656番1ほか15筆

2 認可年月日
平成27年8月21日

熊本県公告第585号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成27年8月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
池田 博正	天草市有明町下津浦	天草市有明町下津浦字硯石4407番ほか1筆
池田 博正	天草市有明町下津浦	天草市有明町下津浦字硯石4396番1ほか4筆

2 認可年月日
平成27年8月21日

熊本県公告第586号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成27年8月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町新山1丁目3168番7及び同3168番8
499.00平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池郡菊陽町光の森6丁目15番地5グレイス光の森202号
本間 孝敏

登載依頼

熊本県肝炎対策協議会公告第1号

熊本県肝炎対策協議会を、次のとおり開催する。
なお、当該協議会の傍聴手続は、次のとおり。

平成27年8月28日

熊本県肝炎対策協議会
会長 佐々木 裕

- 1 開催日時
平成27年9月16日（水）
午後7時から午後8時30分まで
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟新館2階 201会議室

- 3 議題
(1) 熊本県における肝炎対策の現状について
(2) 肝炎対策の取り組みについて
(3) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、協議会の開催予定時刻までに、当該協議会の会場において、協議会の許可を得た上で、協議会の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
(3) 会議中、公開になじまない事項を審議する必要がある場合は、協議会を途中で非公開とする場合がある。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県健康福祉部健康危機管理課感染症・新型インフルエンザ対策班
(電話096-333-2783)

熊本県環境審議会鳥獣部会公告第1号

平成27年度熊本県環境審議会第1回鳥獣部会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりとする。

平成27年8月28日

熊本県環境審議会鳥獣部会部会長 阿部正喜

- 1 開催日時
平成27年9月10日(木) 午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館13階 展望会議室
- 3 議題
(1) 市房鳥獣保護区市房特別保護地区の指定について
(2) 白髪岳鳥獣保護区白髪岳特別保護地区の指定について
(3) 第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ)の変更について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに当会議の会場において、受付のうえ、事務局の指示に従い会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、会場にて午後1時00分から先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県環境生活部環境局自然保護課
(電話096-333-2275)

熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第1号

平成27年度第1回熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成27年8月28日

熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

- 1 開催日時
平成27年9月11日(金) 午後2時から午後4時まで
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
熊本県庁本館5階 審議会室
- 3 議題
(1) 協議事項
・救急告示医療機関の認定について
(2) 報告事項
・熊本中央救急医療圏の見直しについて
(3) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。

- (2) 傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
 熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局（熊本県健康福祉部健康局医療政策課）
 （電話096-333-2246）

熊本県公安委員会告示第8号

銃砲刀剣類所持等取締法等法令事務取扱規則（平成21年熊本県公安委員会規則第12号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定により、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第4条の3第2項に規定する診断を行う医師及び法第12条の3に規定する診断を行う医師を平成27年9月1日付けで次のように指定するので、規則第6条第3項の規定により告示する。
 平成27年8月28日

熊本県公安委員会委員長 永田 浩夫

1 法第4条の3第2項に規定する診断を行う医師

医師の氏名	医療機関の名称及び所在地	診断の対象者	指定期間
藤岡 俊宏	医療法人敬愛会 城山病院 熊本市西区上代九丁目2番20号	介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2に規定する認知症である者	指定日から起算して3年間
木村 武実	独立行政法人国立病院機構 菊池病院 合志市福原208番地	同上	同上

2 法第12条の3に規定する診断を行う医師

医師の氏名	医療機関の名称及び所在地	診断の対象者	指定期間
三宮 宏	医療法人社団映和 みとま神経内科クリニック 熊本市中央区新大江二丁目5番12号	法第5条第1項第3号に規定する銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号。以下「政令」という。）で定める病気（政令第8条第3号に定める病気を除く。）にかかっている者並びに法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者	指定日から起算して3年間
相澤 明憲	医療法人佐藤会 弓削病院 熊本市北区龍田町弓削679番地2	同上	同上
緒方 明	医療法人洗心会 荒尾こころの郷病院 荒尾市荒尾1992番地	政令第8条第3号に定める病気にかかっている者	同上
山角 公明	医療法人カジオ会 八代病院 八代市郡築一番町179番地	同上	同上
藤岡 俊宏	医療法人敬愛会 城山病院 熊本市西区上代九丁目2番20号	介護保険法第5条の2に規定する認知症である者	同上
木村 武実	独立行政法人国立病院機構 菊池病院 合志市福原208番地	同上	同上

熊本県公共事業再評価監視委員会公告第3号

熊本県公共事業再評価監視委員会による現地調査を次のとおり実施します。

平成27年8月28日

熊本県公共事業再評価監視委員会

1 日程

平成27年9月7日（月）午前10時20分頃から4箇所

高森町、美里町、八代市、宇城市

※開始時間については概ねの予定であり、前後する場合があります。

2 問い合わせ先

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県公共事業再評価監視委員会事務局（熊本県土木部土木技術管理課）

電話096-333-2490

熊本県教育委員会公告第19号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公告する。

平成27年8月28日

熊本県教育長 田崎 龍一

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

熊本県教育情報化推進事業に係るコンピュータ及び関連機器の借入れ

ア 教育用コンピュータ 674セット

イ その他周辺機器及びソフトウェア

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

熊本県教育庁教育政策課広報情報班

郵便番号862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

3 落札者を決定した日

平成27年7月9日

4 落札者の名称及び住所

肥銀リース株式会社

熊本県熊本市中央区国府1丁目20番1号

5 落札金額（月額）

2,376,000円（うち消費税及び地方消費税の額176,000円）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成27年5月29日